

関税法施行令等の一部を改正する政令（案）参照条文

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（申告の特例）

第七条の二 貨物を輸入しようとする者であらかじめいずれかの税関長の承認を受けた者（以下「特例輸入者」という。）は、当該承認を受けた日の属する月の翌月以後、申告納税方式が適用される貨物について、前条第二項の規定にかかわらず、当該貨物に係る課税標準、税額その他必要な事項を記載した申告書（以下「特例申告書」という。）を税関長に提出することによつて、同条第一項の申告を行うことができる。

2及び4（省 略）

5 関稅定率法第十条第一項（変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等）の規定その他政令で定める規定は、特例申告貨物については、適用しない。

6及び7（省 略）

（帳簿の備付け等）

第七条の九 特例輸入者は、政令で定めるところにより、特例申告貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備え付け、かつ、当該帳簿及び当該特例申告貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令で定めるもの（第七条の十一第二項（承認の失効）及び第七条の十二第一項第一号（承認の取消し）において「帳簿書類」という。）を保存しなければならない。

2（省 略）

（外国貨物を置くことの承認）

第四十三条の三 保税蔵置場に外国貨物を入れる者は、当該貨物をその入れた日から三月（やむを得ない理由により必要があると認めるときは、申請により、税関長が指定する期間）を超えて当該保税蔵置場に置くこととする場合には、政令で定めるところにより、その超えることとなる日前に税関長に申請し、その承認を受けなければならない。

2及び3（省 略）

（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）

第六十二条の三 外国貨物を保税展示場に入れる者は、政令で定めるところにより、税関長に申告し、前条第三項の行為をすることにつき、その承認を受けなければならない。

(外国貨物を置くこと等の承認)

第六十二条の十 総合保税地域に外国貨物を入れる者は、当該貨物をその入れた日から三月を超えて当該総合保税地域に置くこととする場合又は当該貨物につきその入れた日から三月以内に当該総合保税地域において第六十二条の八第一項第二号若しくは第三号(総合保税地域の許可)に掲げる行為をしようとする場合には、政令で定めるところにより、その超えることとなる日前又は当該行為をする日前に税関長に申請し、その承認を受けなければならない。

(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)

第六十八条 (省略)

2 前項の仕入書により輸入貨物の課税標準を決定することが困難であると認められるとき、若しくは同項ただし書に該当するとき、又は関税についての条約の特別の規定による便益(これに相当する便益で政令で定めるものを含む。)を適用する場合において必要があるときは、税関は、契約書その他課税標準の決定のため必要な書類又は当該便益を適用するため必要な書類で政令で定めるものを提出させることができる。

関税暫定措置法(昭和三十五年法律第二十六号)(抄)

(経済連携協定に基づく関税の緊急措置)

第七条の八 経済連携協定(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Aの千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第二十四条に規定する自由貿易地域を設定するための措置その他貿易の自由化、投資の円滑化等の措置を総合的に講ずることにより我が国と我が国以外の締約国(固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。))との間の経済上の連携を強化する条約その他の国際約束であつて、その適確な実施を確保するためこの法律に基づく措置を講ずることが必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。))に基づく関税の譲許(以下この条において単に「譲許」という。))による特定の種類の貨物(当該経済連携協定の規定に基づき譲許の便益の適用を受けるものに限る。))の輸入の増加の事実(第六項及び第七項において「特定貨物の輸入増加の事実」という。))があり、当該貨物の輸入の増加が重要な原因となつて、これと同種の貨物その他用途が直接競合する貨物の生産に関する本邦の産業に重大な損害を与え、又は与えるおそれがある事実(第六項及び第七項において「本邦の産業に与える重大な損害等の事実」という。))がある場合において、国民経済上緊急に必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、貨物及び期間を指定し、次の措置をとることができる。

一 指定された貨物について当該経済連携協定に基づき更なる関税率の引下げを行うものとされている場合において、指定された期間内に輸入される当該指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、更なる関税率の引下げを行わない

ものとすること。

二 指定された期間内に輸入される指定された貨物の全部につき、又は当該貨物のうち一定の数量若しくは額を超えるものにつき、関稅定率法別表に定める稅率（第二条の稅率の適用があるときは、その適用される稅率）及び協定稅率のうちいずれか低いもの（以下「実行稅率」という。）の範圍内において關稅率を引き上げること。

2~9（省 略）

（特惠關稅等）

第八条の二 經濟が開發の途上にある國（固有の關稅及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）であつて、關稅について特別の便益を受けることを希望するものうち、当該便益を与えることが適當であるものとして政令で定めるもの（以下「特惠受益國等」という。）を原產地とする次の各号に掲げる物品で、平成二十三年三月三十一日までに輸入されるものに課する關稅の率は、第二条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一 關稅定率法別表第一類から第二十四類までに該當する物品のうち別表第二に掲げるもの 同表に定める稅率

二 關稅定率法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該當する物品のうち別表第三に掲げるもの（同法別表（別表第一に掲げる物品にあつては、同表）に定める稅率が無稅とされているものを除き、第八条の四第一項において「特定鉱工業產品等」という。） 同法別表に定める稅率（別表第一に掲げる物品にあつては、同表に定める稅率）及び協定稅率のうちいずれか低いものに別表第三に定める係数を乗じて得た稅率（同表に定める係数が〇・〇とされている物品にあつては、無稅）

三 關稅定率法別表第二十五類から第七十六類まで及び第七十八類から第九十七類までに該當する物品のうち別表第三、第四及び第五に掲げる物品以外のもの（同法別表（別表第一に掲げる物品にあつては、同表）に定める稅率が無稅とされているものを除く。） 無稅

2 前項の規定にかかわらず、一の特惠受益國等を原產地とする同項各号に掲げる物品で同項に定める日までに輸入されるものうち、当該一の特惠受益國等を原產地とする物品の有する國際競争力の程度、当該物品の輸入がこれと同種の物品その他用途が直接競合する物品の生産に関する本邦の産業に与える影響その他の事情を勘案して同項の規定による關稅についての便益を与えることが適當でないと認められるものがある場合においては、政令で定めるところにより、当該物品の原產地である特惠受益國等及び当該物品を指定し、当該物品について同項の規定による關稅についての便益を与えないことができる。

3及び4（省 略）

（經濟連携協定に基づく關稅割當制度等）

第八条の六 經濟連携協定において關稅の讓許が一定の數量を限度として定められている物品（次項に規定する物品を除く。）については、その讓許の便益は、当該一定の數量の範圍内において、当該物品の使用の実績及び見込みその他國民經濟上の必要な考慮に基づいて政府が行う割當

てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

2 経済連携協定において関税の譲許が一定の数量を限度として定められている物品のうち輸出国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。）が発給する証明書に基づき輸入国が割当てを行うこととされているものについては、その譲許の便益は、当該一定の数量の範囲内において、当該経済連携協定の我が国以外の締約国が発給する証明書に基づいて政府が行う割当てを受けた者がその受けた数量の範囲内で輸入するものに適用する。

3 前二項の割当ての方法、割当てを受ける手続その他前二項の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

4 及び 5 （省略）